

# 役員報酬規程

社会福祉法人ふたば会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき理事及び監事、評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益で会って、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事報酬
- (2) 監事報酬
- (3) 評議員報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表1に定める額

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事長以外の理事（その他理事）という。）監事が理事会に出席したときは別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。ただし、理事長及びその他理事のうちで職員としての立場を有するものに対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議委員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。
- 3 交通費の支給は、別に定める旅費規程に準じる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。  
役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(支給の方法)

第7条 役員等の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、出席の都度支払うものとする。  
2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1（出席報酬日額）

種別	区分	報酬
理事会出席報酬	理事長	3,000円
	その他理事	3,000円
	監事	3,000円
評議員会出席報酬等	評議員	3,000円
	理事長	3,000円
	その他理事	3,000円
	監事	3,000円